

# 文化的景観の6年

## — 文化的景観研究集会（第4回）の議論から —

2005年4月の改正文化財保護法施行により文化的景観制度が立ち上がってから6年以上が経過し、重要文化的景観の選定も2012年2月現在で30件に及ぶ。類型、価値評価、保護手法、整備などに多様な事例が出てきており、重要文化的景観の全体像も豊かになってきた。

学術諸分野においても文化的景観の認知度が上がりつつあり、新たな研究が目を出してきているとともに、既往の研究・実践の蓄積を文化的景観保護と接続する観点も育ちつつある。また、東日本大震災からの復興が進められる現在、文化的景観の観点においても、地域特性に応じた復興策、特にランドスケープ再生への貢献が問われるところである。文化的景観の保護に関わる問題もあらわになってきている昨今、文化的景観を巡る状況と、ここまでの蓄積を総括しておくことが肝要と思われ、第4回目の文化的景観研究集会を、「文化的景観の現在—保護行政・学術研究の中間総括」を主題に企画した。日程は、2011年12月16、17日の2日間である。

今回の研究集会では、文化的景観に関する具体的なイメージを共有するため、議論に先立って、2011年9月に重要文化的景観に選定された「奥飛鳥の文化的景観」選定地区の現地視察をおこなった。棚田の保全活動をおこなっている住民代表寺西章氏と明日香村教育委員会相原嘉之氏より、活動と保護の実態を現地で説明して頂き、続いて明日香村の景観計画策定、文化的景観調査を主導した増井正哉氏、宮前保子氏を交えて鼎談をおこなった。こうした研究集会におけるエクスカッションは会議終了後におこなわれることが多いように思われるが、集会に先立って文化的景観の具体的な事例を視察したことで、研究集会参加者が問題意識を共有しやすい基盤がつけられたものと考えられる。

**報告内容の概要** 研究集会は、初日が奥飛鳥現地視察に引き続いて明日香村かんなびホールを、2日目が奈良文化財研究所を会場として実施した。報告は、保護行政、学術研究に関わる問題をそれぞれ包括的に論じて頂くにふさわしい研究者、自治体担当者等に依頼した。

基調講演では、政府の東日本大震災復興構想会議検討部会委員の広田純一氏により、東日本大震災の被災状況

とランドスケープ再生の問題が論じられた。被災地の復興に関する情報の共有、復興への具体的関与の継続が求められたとともに、被災地の中から風土と人間生活との間の根源的な関係が見えてくるとの指摘がなされた。文化的景観の観点からの貢献が求められるゆえんである。

講演は、保護行政、学術研究の順でおこなわれ、さらに3件の重要文化的景観選定地の事例報告がなされた。文化庁鈴木地平氏からは、保護行政の展開が編年整理され、6年間の到達点と当面の課題が示された。2008年の省令改正による重要な構成要素の規定などの制度と運用の展開が述べられるとともに、公共事業・現状変更の取扱い、まちづくりとしての成果、整備活用の充実化が課題として挙げられた。

都市計画学の今村洋一氏からは、制度運用の特徴が俯瞰的に述べられた。景観計画との連動と、重要な構成要素の運用実態が、現地調査、聞き取りにもとづいて論じられた。いわば制度運用の未成熟が指摘された感があり、総括的視点の重要性が実感された。

平戸市の植野健治氏からは、自治体にとっての文化的景観の意味が実践に即して論じられた。文化的景観は価値評価にとどまるものでなく、主役は住民であり、地域づくりの上でのツールとして使うべきものであることが、情熱を込めて語られた。

生態学の中越信和氏は、文化的景観の調査を景観生態学から評価する見通しを示された。世界遺産を含め、文化的景観における生態系の重要性をあらためて示唆するとともに、景観収支、生態系サービスというキーワードが提示された。

都市史の高橋康夫氏からは、都市・建築史学と文化的景観の関係が述べられた。都市史研究の方法的発展が町並み・集落保存と関連づけて論じられ、その本質が文化的景観とほぼ合致することが語られた。京都の岡崎あるいは山鉾町の文化的景観についても触れられ、都市の文化的景観という考え方の有効性が示唆された。

土木・地域計画学の田中尚人氏は、文化的景観によるまちづくりを論じた。地域住民との共同、文化的景観の活用と地域復興の方法が具体例を通して述べられた。

当研究所の恵谷浩子からは、造園学における景観論が視覚偏重であったことが述べられ、農地保全の考え方と農地整備の評価の可能性が論じられた。

事例報告では、上勝町、板倉町、四万十川流域5市町の事例が述べられた。広域の文化的景観がもたらす視野の拡大や、調査過程での地域認識の再発見の過程が丁寧に述べられるとともに、過疎化対策の困難さがあらためて指摘された。

総合討議では、文化的景観をめぐる諸問題のうち、総合施策としての取り組みと、変化の問題について議論した。総合施策としての取り組みに関しては、文化的景観を地域で使っていくことが再度強調されるとともに、庁内・他機関との調整、公共事業調整について、困難さよりも、それらを前向きにとらえ、あらたなまちづくりを仕掛けるべきとする積極的な意見が多数挙がった。

変化については、現在の具体的な課題、すなわち宇治の重要な構成要素の現状変更問題、金沢のマンション建設問題、農村の過疎化が話題にされた。景観計画での対応の可能性と限界がともに述べられたが、一方でマンション建設等をむしろ前向きにとらえる問題意識を持つことを望む声があがった点に、文化的景観のとらえ方の拡張が感じられた。

文化的景観の現在の輪郭 各発表においても総合討議においても、報告者各位の文化的景観に寄せる期待が、概ね一致した方向を向いている感があったことが印象的であった。文化的景観を単に保全にとどめずに地域づくりのツールとして使っていくこと、制度を越えた総合施策として取り組んでいくこと、といった方向である。文化的景観保護行政の輪郭が共有され始め、暗中模索の段階から、建設的議論のできる段階にやっと至ってきたということを示すものであろう。

その一方で、文化的景観の問題点もより明瞭になってきた。第一は、制度運用の全体像が見えてこないため、保護上の課題への対応が個別的、場当たりのにならざるをえない点である。制度運用の具体例の集積を重ね、方法の構造化の努力を継続する必要がある、奈文研においても情報収集と発信を継続していきたいと思っている。

第二は、文化的景観の価値から保護手法へと結びつける論理が未熟なため、保護施策と価値全体との関係がなかなか構造化されない点である。既往の文化財関連諸分野は計画的視点が弱く、学術面からの提言が文化的景観という新しい考え方に追いついていないのが現状である。

第三は、分野横断的視点が相変わらず未成熟で、人頼



図23 研究会における現地視察風景（奥飛鳥の文化的景観）

みで文化的景観の価値付けがなされている点である。文化的景観は、既往の学術研究の枠組みをあるいは取り外し、あるいは新しい視野を投げかける、魅力的な装置である。文化的景観によって展開する学術、あるいは文化的景観そのものを扱う「文化的景観学」とでも言うべきものも鍛えていくべきだろう。

第四は本質的課題であるが、文化的景観の理念と制度の間の懸隔である。皆が気付いていることではあるが、篠原修氏より改めて提言がなされた。総合施策として取り組まねばならないとは言うけれど、逆に言えば、制度内でできることがあまりに限られている。文化的景観の保護に関わる制度運用の枠組みを広げられるかどうか、あるいは、制度の範囲内で対応可能な部分に、保護対象を限定すべきか。現在の段階では、二者択一ではなく、いわば二段構えで保護の実績を積み重ね、より実態に即した制度への改革が可能な時期を待つことが必要だろう。総括の継続と研究会の今後 文化的景観の中間総括をテーマに研究会を開催したが、今後も随時総括を継続していく必要がある。奈良文化財研究所としても、既往の文化的景観調査と制度運用を総括し、文化的景観保護行政の到達点と課題を洗い出す作業を、今後進めていく予定である。

さて、この形式での研究会は、一定の役割を果たしたものとする。今後は、地域における一般化可能な諸問題の報告や、学術研究の成果を発表しうる機会を増やし、文化的景観そのもの、あるいは文化的景観によって開かれる新しい視野からの問題を議論する「文化的景観学」の場へと展開していきたいと思っている。（清水重敦）